

○茅野市公害防止条例

昭和47年3月23日

条例第19号

改正 昭和49年6月10日条例第28号

昭和57年6月14日条例第20号

平成4年6月22日条例第19号

平成8年6月24日条例第12号

平成11年3月30日条例第8号

よい環境のなかで生活することは、人間の基本的な権利である。

人間は、自然の資源と法則を利用して文明を創り、自然の与える恩恵をうけてその用に供し繁栄してきたところである。しかし、文明はまた自然を破壊し大気の汚染、水質の汚濁、騒音、悪臭等により広汎な公害をひきおこして人間の生活と環境をおびやかしている。

この公害は、人間自らがつくり出した産業と都市に由来するものであって、まさしく社会的災害といわなければならない。したがって、われわれは、われわれの英知と行動との総力を結集して公害を防止し撲滅しなければならない。そうしてはじめて日本国憲法がすべての国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が確保されるであろう。

よって、われわれ茅野市の住民は、健康で安全かつ快適な生活を妨げるすべての公害を防止し追放するために、次の諸原則を宣言するとともにここに公害防止条例を制定するものである。

第1原則 すべて人は、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するものであり、この権利は公害によってみだりに侵害されてはならない。

第2原則 すべて人は、他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負い、この権利を侵害する公害の発生原因となるような自然環境及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、悪臭、大気の汚染及び振動によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(2) 「排液等」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる汚水、廃液、騒音、悪臭、ばい煙及び粉じんその他規則で定めるものをいう。

(3) 「特定施設」とは、排液等を排出し、又は発生する施設であって、公害を発生し、又は発生させるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

(4) 「規制基準」とは、特定施設から排出し、又は発生する排液等についての濃度、量又は程度に係る許容限度並びに特定施設の構造、使用及び管理についての基準として規則で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第2条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第3条 市は、国及び県の施策に準じて施策を講ずるとともに、市の自然的及び社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(公害発生の防止義務)

第4条 何人も、公害を発生させることのないよう努めるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第5条 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(排液等の規制)

第6条 市長は、公害を防止するため規制基準を定めなければならない。

2 市長は、前項に規定する規制基準を定めようとするときは、茅野市環境審議会（茅野市環境にやさしいまちづくり条例（平成11年茅野市条例第8号）第20条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

(特定施設の確認)

第7条 特定施設を設置しようとする者は、規則の定めるところにより30日以前に次に掲げる事項を市長に届け出て、当該施設が規制基準に適合するものであることについて、確認を受けなければならない。当該確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、別に規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定施設の所在地
- (3) 特定施設の種類、構造及び数量
- (4) 特定施設の使用及び管理の方法
- (5) 排液等の処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その特定施設から排出し、又は発生する排液等が、当該規制基準に適合するものであることについて、当該届出のあった日から30日以内に確認を行うものとする。

3 市長は、前項の場合において、その特定施設から排出し、又は発生する排液等が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、同項の期間内に限り、当該届出者に対し、当該特定施設の構造、使用の方法、管理又は排液等の処理の方法の変更を命令することができる。

4 第1項の規定による届出があった場合において、当該届出のあった日から起算して30日を経過したときは、前項の規定による変更命令のあったものを除き、当該届出に係る確認はなされたものとする。

5 第1項に規定する特定施設を規則で定めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(新たに定める特定施設)

第8条 市長が新たに特定施設を定めた際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、前条第1項前段の規定にかかわらず、当該特定施設になった日から30日以内に前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（規制基準の遵守義務）

第9条 排液等を排出し、又は発生する施設を有し、公害を発生させるおそれのある者は、第6条の規定により定めた規制基準を遵守しなければならない。

（勧告）

第10条 市長は、公害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、期限を定めて、当該施設の使用又は排液等の処理の方法の改善その他障害の除去若しくは防止に必要な措置をとるよう勧告することができる。

（処置命令）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、定められた期限内に必要な処置を行わないときは、期限を定めて同条の規定による処置を行うべきことを命令することができる。

（処置の届出）

第12条 第10条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく処置をしたときは、7日以内に市長に届け出て当該施設について、その検査を受けなければならない。

（有効保持）

第13条 第7条第1項の規定による確認又は前条の検査を受けた者は、当該確認に係る施設又は当該検査に係る処置を有効に保持するように努めなければならない。

（停止命令）

第14条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、障害の除去又は防止に必要な限度において、当該施設の使用又は当該作業の一時停止を命令することができる。

2 市長は、第10条の規定による勧告並びに第11条及び前項の規定による命令をするときは、審議会の意見を聴くものとする。

第15条 削除

（公害防止監理員）

第16条 特定施設を設置している者は、公害防止監理員（以下「監理員」という。）を置かなければならない。

2 監理員は、当該事業における排液等の状況を常時監理するものとする。

3 第1項の規定による監理員を設置したときは、規則で定めることにより、その氏名等を市長に届け出なければならない。管理員を変更したときも同様とする。

（苦情及び紛争の処理）

第17条 公害に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、市長に対し苦情又は紛争のあつせん若しくは調停の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てがあつたときは、速やかに実情を調査し、適切な処理に努めなければならない。

（公害防止協定等）

第18条 市長は、公害防止に必要があると認めるときは、関係者相互に公害防止に係る協定等を締結するよう努めるものとする。

(援助)

第19条 市長は、公害防止施設の整備を促進するため、施設の設置又は改善に要する資金のあつせんその他必要な援助に努めるものとする。

(報告の聴取及び立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設の設置者に対し必要な報告を求め、又は関係職員をして事業所その他の場所に立ち入り、必要な施設、書類等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会)

第21条 審議会は、この条例において、審議会の意見を聴くこととされているもののほか、公害に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第23条 第11条及び第14条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第8条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入調査を拒み妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 条例第7条の規定は、この条例の施行の日において規則で定める特定施設を有する者についても適用する。この場合において、同条中「設置しようとする者」とあるのは「設置している者」と、「30日以前」とあるのは「施行の日から起算して60日以内」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和49年6月10日条例第28号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月14日条例第20号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（平成4年6月22日条例第19号）
（施行期日）

1 この条例は、平成4年8月1日から施行する。
（経過処置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月24日条例第12号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。